

○やまと広域環境衛生事務組合公平委員会処務規則

(平成24年1月18日公平委員会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合公平委員会(以下「委員会」という。)の処務について、必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 事務職員は、委員長の命を受けて所掌事務を処理する。

(決裁)

第3条 起案文書は、すべて委員長の決裁を受けなければならない。

(告示の方法)

第4条 委員会及び委員長の告示は、やまと広域環境衛生事務組合公告式条例(平成23年御所・田原本環境衛生事務組合条例第2号)の例による。

(公印)

第5条 委員会及び委員長の公印は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、文書の取扱いについては、やまと広域環境衛生事務組合文書取扱規程(平成23年御所・田原本環境衛生事務組合訓令甲第1号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年公平委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

種 類	刻 印	寸 法 (mm)	個 数
委員会印	やまと広域環境衛生事務 組合公平委員会之印	25×25	1
委員長印	やまと広域環境衛生事務 組合公平委員会委員長印	22×22	1